

税理士新規登録者に係る

ユーザー利用規則の特別措置に関する規程

(令和3年4月22日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、ユーザー利用規則の特別措置として、会員のうち税理士新規登録者に対して、会費及び利用料金（以下、「会費等」という。）の支払いを一定期間免除する制度を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の号に掲げるとおりとする。

- (1) 税理士新規登録者・・・税理士登録日の翌月から6か月以内に入会申込をした者
- 2 その他の用語の定義は、ユーザー利用規則での定めと同じとする。

(適用対象)

第3条 この規程の適用対象者は、税理士新規登録者のうち令和3年5月1日以降に税理士登録をした者とする（以下「適用対象者」という）。

(適用対象者の会費及び利用料金の支払い開始月)

第4条 ユーザー利用規則第7条の規定に関わらず、適用対象者は、入会の7か月後の日を含む月から会費等を支払うものとする。例えば、9月に入会した適用対象者は、翌年4月から会費等を支払うものとする。

(入会月中の退会)

第5条 ユーザー利用規則第7条但し書きにかかわらず、適用対象者は、入会した月に退会する場合、1月分の会費等の支払いを要しない。

(適用回数)

第6条 前2条の規定は、1会員あたり1回限りの適用とする。

(適用対象者の既支払会費等の清算)

第7条 令和3年5月1日から令和3年7月31日の間に入会した適用対象者で、この規程の施行前に既に会費等を支払っている会員の当該支払い済の会費等は、原則

としてこの規程による会費等の免除期間終了後に発生する会費等に充当することとする。

(ユーザー利用規則の適用)

第8条 この規程に定める以外の事項は、ユーザー利用規則の規定を適用する。

(改廃)

第9条 この規程を改廃しようとするときは、社員総会の決議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、令和3年8月1日から施行する。